

業務委託契約書

株式会社ウィニングフィールド（以下「甲」という。）と 宮崎愛（以下「乙」という。）は、以下の通り、業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対して、第2条に定める業務（以下「本件業務」という。）の提供を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（本件業務の内容及び納品条件）

本契約における本件業務とは、以下のとおりとする。

- ・甲が選定する案件に関する記事の作成および記事に付随する画像選定し、納品。
- ・納期は甲乙双方の話し合いの元決定。
- ・納品はメールまたはチャットワークにて送付。
- ・納品した素材に不備・不足のある場合、乙は直ちに修正、補修をする義務を負う。
- ・納品として扱う記事はサイトに公開されたもののみとする。諸事情により記事が公開できない場合は納品とみなさず、報酬は支払わないものとする。
- ・甲乙の話し合いのもと定めた納期から1ヶ月以上遅延した場合、報酬は支払わないものとする。ただしやむを得ず遅延となる場合は直ちに甲に報告する。
- ・記事が前編・後編に分かれた場合であっても1本の納品とみなす。

第3条（委託期間及び引継義務）

- 1 本契約の有効期間は、締結日から1年間とする。
- 2 前項の有効期間満了の1週間前までに、甲乙いずれかから本契約を終了させる旨の申出がない限り、本契約は同内容にて更新され、以後も同様とする。
- 3 乙は、本契約の終了を把握した時点において、甲が指定する者に対し、甲の指定する方法により速やかに本件業務の引き継ぎを行わなければならない。

第4条（報酬及び支払方法）

- 1 本件業務の報酬は、納品1本 7,700円（消費税込）とする。
- 2 乙が記事に関連する取材に赴く場合にかかる交通費については甲が許可したものについては甲が負担するものとし、その他の諸経費の取扱いについては、甲乙協議の上、決定する。

- 3 甲は、第1項に定める報酬及び前項に定める交通費を、乙の発行する請求書に基づき、翌月末までに乙の指定する銀行口座への振込みにより支払うものとする。ただし、振込手数料は、甲の負担とする。

第5条（資料・情報等）

- 1 乙は、甲から貸与された資料、機器等がある場合、本件業務以外の用途に使用してはならず、善良な管理者の注意義務をもって使用・保管・管理するものとする。
- 2 貸与された資料、機器等が不要となった場合、本契約が解除された場合、又は甲からの要請があった場合、乙は貸与された資料、機器等を速やかに甲に返却するものとする。

第6条（報告義務）

- 1 乙は、甲の請求があるときは、口頭又は書面にて、遅滞なく本件業務の履行状況を報告しなければならない。
- 2 本件業務の履行に支障が生じるおそれのある事故の発生を乙が知った場合、乙は、その事故の帰責のいかんにかかわらず、その旨を直ちに甲に報告し、甲と今後の対応方針について協議を行うものとする。

第7条（善管注意義務及び協力義務等）

- 1 乙は、本件業務を、本契約の趣旨に従い、善良な管理者の注意をもって履行するとともに、本件業務を履行するに当たって、関連する法令を遵守しなければならない。
- 2 乙は、本件業務の履行上必要な場合、甲に協力を求めることができ、甲は、協力を求められた場合には、合理的な範囲において速やかに乙に協力する。
- 3 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、本件業務の全部又は一部の履行を中止してはならない。ただし、乙は、以下の事由が生じたことにより、本件業務の履行が困難となった場合には、本件業務を一時中断し、又は本件業務の全部又は一部を中止することができる。
 - (1) 戦争、内乱、大規模な自然災害、疫病等の不可抗力事由が生じた場合
 - (2) 停電、通信回線の遮断、及び乙が利用するシステムに障害が生じた場合
 - (3) 前二号の他、乙の責に帰すべき事由によらず本件業務の履行が困難になった場合

第8条（知的財産権）

- 1 本契約において、「知的財産権」とは、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。）及びノウハウをいう。
- 2 甲及び乙は、本件業務の遂行過程で行われた創作等によって生じた知的財産権につい

て、従前から乙が保有する知的財産権を除き、権利発生と同時にすべて甲に移転又は帰属することを確認する。

- 3 乙は、前項により甲に帰属した知的財産権に関して、甲及び甲より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権を一切行使しないものとする。

第9条（秘密保持）

- 1 乙は、本契約に基づき甲から開示された本件業務に関する一切の情報・資料及びその複製物、情報・資料を基に作成した一切の資料（以下「秘密情報等」という。）について、厳に機密を保持し、甲の事前の承諾なくしては、一切第三者に開示、漏えいしてはならないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

- (1) 甲から受領した時、乙が既に自ら所有していた情報
 - (2) 甲から受領した時、既に公知であった情報
 - (3) 甲から受領した後、乙の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わずに合法的に入手した情報
 - (5) 乙が秘密情報等に依存することなく独自に創作又は開発した情報
- 2 乙は、開示を受けた秘密情報等を本件業務の目的以外の目的をもって自己又は第三者の利益のために利用してはならないものとする。
 - 3 甲より請求があった場合、又は理由の如何を問わず本契約が効力を失った場合には、乙は直ちに秘密情報等の利用を中止し、甲に情報等（複製物及び複製物を含む。）を返却するか、甲の指示に従い破棄するものとする。

第10条（再委託）

乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託することができない。

第11条（損害賠償）

- 1 甲及び乙が、自らの責めに帰すべき事由によって本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合は、その損害（紛争解決に要した弁護士費用及び人件費、第三者からの損害賠償請求、紛争解決のため第三者に対し任意に支払った金額並びに逸失利益を含む。）を賠償しなければならない。
- 2 乙は、故意又は過失により、本件業務の履行の過程で甲に対して誤った納品物の提供、又は報告等（提出した納品物等の内容の誤り、盗用を含む。）を行い、それに起因して甲に損害を生じさせた場合において、当該損害を甲が一時的に填補した場合は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、当該誤りが、甲の指示又は甲の提供した資料等により生じた場合（ただし、乙がこれを知りながら甲に告げなかった場合は除

く。)はこの限りではない。

- 3 乙が賠償すべき甲の損害は、乙が本契約に違反したことにより甲が乙に代わって本件業務を完了させるために要した費用を含み、かつこれに限定されない。

第12条 (第三者の権利侵害等における対応)

- 1 乙は、本件業務の遂行過程において、第三者の知的財産権及び所有権その他一切の権利を侵害しないことを甲に対し表明し、保証するものとする。
- 2 本件業務に関連して第三者の権利を侵害することその他の理由により、甲又は乙が第三者から何らかの請求、異議申立てを受け、又は訴訟が提起される等の紛争が生じたときは、乙は、自らの責任と費用でこれを解決するものとし、甲に何ら損害を及ぼさないものとする。
- 3 乙は、本契約に関連して、第三者の知的財産権その他の権利を侵害するおそれがあることを知ったときは、すみやかに甲に通知しなければならない。

第13条 (反社会的勢力との関係排除)

- 1 本契約において「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 暴力団及びその関係団体又はその構成員
 - (2) 暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体又は個人
 - (3) その他、前各号の該当者に準ずる者
- 2 甲及び乙は、次の各号に定める内容について、表明し、保証する。
 - (1) 自らが反社会的勢力に該当せず、かつ将来に渡っても該当しないこと
 - (2) 自らが反社会的勢力と不適当な関係を有さず、かつ将来に渡っても不適当な関係を有しないこと
- 3 甲及び乙は、本契約に関し、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、又は風説の流布、偽計若しくは威力を用いた信用毀損若しくは業務妨害その他これらに準ずる行為を行わないことを保証する。
- 4 甲及び乙は、相手方が本条に違反したことが判明した場合、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 前項により本契約の全部又は一部が解除された場合、甲及び乙は、当該解除により相手方に損害が生じても、これを一切賠償しない。

第14条 (解除)

- 1 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告なくして本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - (1) 本契約に違反したとき、または本契約の履行に関して故意、過失又は背信行為があ

ったとき

- (2) 主債務者として支払停止、差押え、仮差押え、競売の申立てを受けたとき
 - (3) 破産、民事再生、会社更生の手続開始、又は特別清算開始等の法的倒産処理手続開始の申立てがあったとき
 - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- 2 本契約の解除をした場合、その解除は、将来に向かってのみその効力を生じるものとする。

第15条（個人情報）

- 1 本契約において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項及び第2項に定義される個人情報又は個人情報データベース等であつて、文書、口頭、電子的データのいずれによるかを問わず、本件業務に関連して、甲より乙に対し開示された又は将来開示される一切の情報をいう。
- 2 乙は、甲から本件業務遂行のため開示された個人情報の秘密性を保持し、必要かつ適切な安全管理措置を講じた上で、個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するものとする。乙は、甲の事前の承諾を得ることなく、甲から受領した個人情報を、第三者に開示又は提供しないものとする。

第16条（不可抗力）

天災地変、その他いずれの当事者の責めにも帰すことのできない不可抗力の事由により本契約の義務を履行することができない場合、本契約に定めのない事項、その他本契約に関して生じた疑義については、甲乙誠意を持って協議の上、決定するものとする。

第17条（契約上の地位の移転等の禁止）

本契約の契約上の地位は、他方当事者の事前の書面による明示の承諾がない限り、本契約の地位を第三者に継承させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第18条（準拠法）

本契約は、その成立、有効性、解釈及び履行について、全て日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第19条（専属的合意管轄）

本契約に関し当事者間に紛争が生じ、訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて、鎌倉簡易裁判所又は横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第20条（存続条項）

第5条第2項、第8条、第9条、第11条、第12条第2項、第13条、第15項、第17条ないし第21条は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第21条（協議解決）

本契約の解釈に疑義が生じた場合、または本契約の定めのない事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議し解決する。

本契約締結の証として、本書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的処理を施し、双方保管するものとする。

2022年 2月 8日

甲：神奈川県鎌倉市御成町1-2 ヤノヤビル2階
株式会社ウィニングフィールド
代表取締役 勝原 潤

乙：神奈川県鎌倉市台1513-1 グランウェル203
宮崎愛